

# 前に進む」勇気お与えに

平成23年4月28日(木) 産経新聞より

東日本大震災で天皇陛下(第125代 皇紀2671年 初代神武天皇)はお言葉を述べられた。

「何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これか らの日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています」

明治天皇は日露戦争に際して

「敷島の 大和心の雄々しさは ことある時ぞ あらはれにける」と詠まれた。

昭和天皇は敗戦の翌年の歌会始で

# 「降り積もる み雪に耐えて 色かへぬ 松ぞ雄々しき 人もかくあれ」

と敗戦後の決意を歌に託された。三代にわたって「雄々しさ」との言葉を使われた。

今上陛下が国難の今こそ「雄々しさ」との言葉を国民に伝えようとお考えになった のだと思う。

天皇皇后両陛下が被災地を回り、ガレキの山と化した現地で深々と頭を下げたお姿 に感動し、その姿に多くの国民は心を打たれたと思う。

千年以上にわたり、ひたすら国民の安寧を祈り続けてきた天皇家の姿がそこにある。

皇后両陛

は何度も被災

仮災民を

まされ、

平成23年7月19日「創生日本」総会資料より

主 干 より 日

割できない 国民もこれ な政治家には 大きな役 に明記す 微行為」 し勇気

日本大学教授

百地章

玉 考える

日本国憲法の改正を考える

## ○他国の憲法改正(1945年 第2次世界大戦終結以降)

ドイツ	60回	アメリカ	6回
イタリア	16回	韓国	9回
フランス	27回	中国	9回

#### ○米国が作成した憲法

米国GHQによって、昭和21年2月4日 ~12日までのわずか9日間に英語でつ くられたもの。

※憲法制定 昭和21年11月3日

#### ○新たな規定の必要性

家族・環境権・プライバシー権・犯罪 被害者の権利・天皇陛下の新たな役割 (「象徴行為」など)

#### ○非常事態条項の欠如

※1990~2008年に新憲法制定した 国、スイスなど93カ国。

全ての国に非常事態条項が設置。

- ※災害対策基本法「災害緊急事態」布告
- →「国民の権利義務を大きく規制する」 平成23年3月22日参議院政府答弁

# ○憲法96条の改正

憲法改正の国会発議要件を現行の[3分 の2」から「過半数」に引き下げを。

→96条改正議連 超党派236名の議員

#### ○憲法審查会

平成19年8月国会法改正で法的に設置。

平成21年6月 設置規定制定 →委員選任できず。

設置規定制定 平成23年5月 →委員選任できず。

- →衆参共に4年にわたり始動せず。
- 委員選任。 →平成23年10月 審議開始。

## ○憲法改正国民投票法

(平成22年5月全面施行、平成26年6月一部改正) 投票は、一部改正法施行4年後(平成30 年6月)に18歳以上。それまでは20歳。

※選挙権年齢が18歳から認められる国 191カ国中176カ国(92.1%)

# ○憲法改正手続き

- ①衆議院で100人以上、参議院で50人 以上の賛成により改正原案提出。
- ②国民投票は60~180日以内に実施

た男』より

も<sub>も</sub>と、賛 院でも可決 を作 日本

た。GHQに登記 た。GHQに登記 た。GHQに登記 時が最初で啜り泣きが Qに強要さ 反対票八

以正を採択。あくまで天八月二四日、衆議院は四 い帝国議会へと提出され の、まず枢密院に諮詢し こともに発 **月三や横田後法文化の**